

Title	国防税ノ當否(二、完)
Author(s)	神戸, 正雄
Citation	經濟論叢 (1916), 3(4): 480-492
Issue Date	1916-10-01
URL	<a href="https://doi.org/10.14989/127101">https://doi.org/10.14989/127101</a>
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

京師帝國大學法學科大學

# 經濟論叢

第三卷 第四號

故法學博士井上密君肖像并哀辭

### 論說

對露輸出代金決済方法

國防稅ノ當否(三、完)

代表紙幣ト獨立紙幣(二)

課稅ト獨占價格(一)

戰後ノ人口増加政策(三)

保險本質論(三、完)

### 雜錄

重子 在外正貨問題ヲ説イテ河津博士ニ答フ

公營造物ニ關スル美濃部織田松本三博士ノ所論ヲ讀ミテ東京市電車舊乘車券問題ニ及ブ(一)

支那ニ於ケル人口過剩論ノ梗概

移民政策上ヨリ邦人同化問題

村落共產體ノ發達

らぐれー『ミール』學說ノ研究(三、完)

過去ニ於ケル和蘭ノ植民の活動

神惟孝ノ事ニ就キ鈴木券太郎氏ニ答フ

漬物机上觀

法學博士 戸田 海市

法學博士 神戶 正雄

法學士 作田 莊一

文學士 高田 保馬

法學士 米田庄太郎

法學士 小島昌太郎

法學博士 神戶 正雄

法學博士 福田 德三

法學士 鈴木券太郎

法學士 山本美越乃

法學士 本庄榮治郎

商學士 大塚金之助

山本美越乃

瀧本 誠一

法學士 財部 靜治

(載 轉 禁)

大正五年十月一日發行

## 國防稅ノ當否 (二、完)

神 戸 正 雄

### 第三段 諸學者ノ反對論據ト其駁撃

本稅ニ對シテハ他面諸多ノ反對論ガアル。就中其ノ最重要也ト認メラルルノハ

(一) 本稅ガ兵役義務ノ名譽義務<sup>52)</sup>タル性質ヲ傷クルトイフコトデアアル<sup>53)</sup>

其ハ夫ノとらいちゆけノ有名ナル文句タル『服務セザル者ハ拂フ』(Wer nicht dient, zahlt.) トイフコトヨリ『拂フ者ハ服務セズ』(Wer zahlt, dient nicht.) トイフコトニ轉換シ易シトイフコトデア<sup>53)</sup>ル。換言スレバ此說ガ兵役義務ノ賠償ト誤認サルルニ至ルコトヲ虞ルルノデアアル。

(註二〇) 兵役ガ名譽タルコトニ對シテ、れじがんぐハ兵士ハ服務中ハ單ニ強制サレタル勞働者タルノミナラズ、正ザニ奴隷<sup>54)</sup>タリトイフ、其子聞クト如何ニモ名譽ノモノテナイヤウニモ思ハルルガ、此場合祖國ヲ外敵ニ對スル抑壓ヨリ離脱センガ爲メニ即チ國家ヲ解放センガ爲メニ、箇人ガ斯カル奴隷状態ニ甘ンズルノデアアルカラ、恰モ其奴隷的ナルコトニモ高キ道義的價値ガアルコトトナル。此ガ大ナル名譽ト解スヘキコトトナル。

併シ一般兵役義務ノ道義觀念ハ國民ノ深キ精神界ニ入込ンデ居ルカラ、本稅ノ賦課位デ破レル

52) Strahl, a. a. O. S. 153-161. Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 403, Heckel, Lehrbuch. I. S. 116.

53) Hauff, a. a. O. S. 53. Borstorff, Die Wehrsteuer, in Zeitschrift f. d. g. Stw. 42 Bd. S. 238.

54) Ct. in Borstorff, ebenda. S. 233.

モノデハナカラウ。<sup>(註一七)</sup>又服務セザル者ハ拂フトイフコトカラシテ、拂フ者ハ服務セズトイフコトニモ必スシモナルマイ。金ヲ出シタカラトテ兵役勤務ヲ免セラルルコトニハナラヌカラ。<sup>(註一七)</sup>或ハ本税ヲ以テ兵役勤務ノ補償トカ、平準トカ、賠償トカ見做シ、本税ヨリ得タル収入ヲ服務者ノ利益ニ特ニ兵士ノ増給ニデモ向ケルコトニナレバ、多少論者ノ誤解ヲ生スルコトニナルカモ知ラスガ、<sup>(註一八)</sup>吾人ノ如ク免役ニヨリ生ズル給付能力ヲ理由トスレバ然ル弊ハ生ゼス。<sup>(註一八)</sup>又本税ノ起ル所以ノモノガ兵役ガ名譽タルト同時ニ犠牲也トイフコトニ存スルノヲ見逃シテハナラス。

<sup>(註一九)</sup>畢竟兵役ヲ單ニ名譽トノミ解スルカラ、右ノ心配ヲ生ズルコトニナルノデアアル。

<sup>(註二一)</sup> はるまじまんハ曰フ、自己ノ罪ニ依ラズシテ兵役ニ就クノ權ヲ奪ハレタル者ハ、他方ニ其力ニ應ジテ其僅少ノ物ヲ國土ノ幸福ノ爲メニ貢獻スルノ義務ヲ負ハサルトモ、其人的自覺ヲ傷ケラレタリト感ズルコトハナイ。國家ノ爲メノ一ノ給付(兵役)ノ代リニ、他ノモノ(本税)ガ前者ニ貢獻スル能ハザル者ヨリ要求サレテモ、前者(兵役)ノ道義上ノ重要ヲ傷フコトハナイト。<sup>(註二〇)</sup>

<sup>(註二二)</sup> 然レバはるりんぐガ夫ノさらいちゆけノ詞ヲ評シテ、此ハ不明ナル觀念及誤レル前提ニ歸スヘキモノトイフノモ無理ハナイ。尤モ夫ノ『拂フ者ハ服務セズ』ナドイフ觀念ノ起ルノヲ防ガガ爲メニハ、本税ノ納稅義務ヲ決定スル官廳ヲ兵役勤務ノ能否ヲ決定スル官廳ヨリ別異ノモノトスルガ如キ注意ヲ爲セバ一層宜シイ。

<sup>(註二三)</sup> じよふれノ如キハ『何故ニ兵士ハ何等ノ報酬ノ受クヘカラサルカ。全社会ノ中ニ報償ナキ職業ハナイ。而カモ兵士ノミガ貨幣ヲ受クヘカラザルホド名譽大ナルモノデアアルカ。恰カモ此兵士ノミガ貨幣ヲ受クヘカラザルモノデアアルカ』トイフガ、其ハ誤テ、兵士ガ社會一般ト同等ノ給與ヲ受ケザル處ニ其名譽ガアル。ムシロふえろしゆガ經濟上ノ平準説ニ從ヒ兵役勤務ヲ一定ノ貨幣額ト同一トスルトキハ、一役兵役義務ノ名譽義務トシテノ根本觀念ニ反スルコトナルトイフノガ、<sup>(註二四)</sup>

- 55) Hauff, a. a. O. S. 57.
- 56) Harling, a. a. O. S. 7.
- 57) Döhling, a. a. O. S. 56.
- 58) Schott, a. a. O. S. 19
- 59) Fersch, a. a. O., im F. A. 28 Bd. S. 203.

正シイ。否ナ學者コソ本税ヲ賠償トカ説明スルガ、一般人ハ却ツテ斯クハ考ヘナイデアラウ。かめげハイフ。予ハ信ズ、人民ノ最下級ノ者ニ至ルマデ、何人モ此税ヲ人的勤務ニ對スル對價ト見ルコトハナイト。<sup>60)</sup>

(註三四) すまらゝるハ本税ハ名譽義務トシテノ兵役勤務ノ理解ト決シテ衝突スルコトハ出來ナイト。<sup>61)</sup>

(註三五) えーべるひハ此非難ヲ駁シテ曰フノニ、此非難ハ行過ギテ居ル。第一一般兵役義務ノ觀念ハ國民ノ全精神生活ニ深く入込ンテ此税ノ採用ニヨリ破ラルルヲ得ル程ノモノテナイコトヲ別トシテモ、兵役ヲ單ニ名譽トシテノミ理解スルコトハ事實ニ反スル。此ガ名譽ニハ相違ナイガ、併シ大ナル人的及經濟的犧牲ヲ結合スル名譽デアルト。<sup>62)</sup>

(二) 本説ニヨツテ免役者ガ其兵役義務ヲ果シ得タリト感ズルコトトナルノ虞アリトイフコト。<sup>63)</sup>

(註三六) 夫ノまらいちゆけノ有名ナル演説中ニ曰ク、(勤務セザル者ハ拂フトイフコトト)人ガ貨幣支拂ニヨリテ其法律上ノ義務(兵役義務ヲ指ス)ヲ果シ得ルコトノ觀念ガ全ク思ヒ掛ケナク確定セラルルコトトナル。此觀念ノ發生ト共ニ、諸君ハ恰モ晉軍隊制度ノ道義上ノ基礎ヲ破壊スルコトトナル。國家生活ノ大ナル道義上ノ問題ニ於テハ理想主義ナクシテハ何モノヲモ達スルコトハ出來ナイト。<sup>63)</sup>

此非難ハ前ノ第一非難ノ反面デ、第一ノガ必ズシモ生ゼストスレバ此方モ必ズシモ生シナイトイフコトガ出來ル。特ニ本税ヲ以テ兵役義務ノ平準トカ補償トカ更ニハ賠償トスル説ヨリハ此非難ノ如キ感知ヲ生ズル恐ガアルガ、吾人ノ如ク免役者ヲ單ニ免役ニヨリ生スル給付能力ニ基キ課税スルモ、彼等ヲ以テ兵役トイフ道義上ノ義務ハ之ヲ盡シ居ラザルモノトスル以上ハ、斯カル恐ハナイ。

(三) 本税ニヨリ指示スヘキ過重負擔ノ平準ガ無條件ナル兵役義務ノ原則ト一致セザルコト即チ之

60) Hauff, a. a. O. S. 54-5.

61) Strahl, a. a. O. S. 169.

62) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 403.

63) Marcinowski, a. a. O. S. 27.

ニヨリ兵役義務ヲ輕視シ之ヲ行フコトヲ願ハザル者ヲ生スヘシトイフコト、

此非難ハしえふれーガ難者ノ非難ノ一トシテ舉グル所デアアル又實ハ第一說ノ反面デアアルガ<sup>64)</sup>此ハ單ニ平準說ニ對スルノ非難デ、吾人ノ說ニ對スル非難タルコトハ出來ナイ所デアアル。假リニ平準說ニヨルトシテモ、亦タ此非難ハ必スシモ當ラナイ。(註二七)

(註二七) しえふれーハ曰ク、此非難ハ何等證明スヘキモノハナイ。此ニ存スル過重負擔ガ之ニヨリ平準サルナラバ、却ツテ兵役ノ願意ハ上進スルデアリヤト<sup>65)</sup>

(四) 國家ガ喜ンデ服務スベキ強健ナル者ニテモ國家自身ノ必要上之ヲ免役ト爲シツツ、此者ニ課税スルハ不都合也トイフコト。(註二八)

(註二八) えーべるひハ曰ク、尙ホ非難スヘキハ國家ハ平時ニハ全ク凡ヘテノ服務能力アル者ヲ使用スルヲ要シナイ。之ヲ全部取ツテハ兵員需要ヲ超過スルカラ。斯クテ免役者ト雖モ其多クハ恐ラクハ全ク喜ンデ服務スヘキモノデアアルノニ、此ガ免役サレタリトテ此ニ種價課徵物ヲ如何ニシテ請求シ得ルカ考フルコトハ出來ナイト、同一ノ趣意ノ詞ヲにつちモ亦用テ居ル。<sup>66)</sup>

此非難ハ一見尤モラシクハ聞エルガ、本來本稅ガ給付能力ノアル處ニ課スルモノニ外ナラヌカラ、喜ンデ服務スヘキ強健ナル免役者ニ課スルモノノ不都合ハナイ。喜ンデ服務スル程ノ強健者ナレバ、喜ンデ本稅ヲ納ムベキ筈デアリ、且ツ其給付能力モ之アルベキ筈デアアル。

(五) 免役者ハ多クハ肉體上多少ノ缺點アリ、其爲メ職業上損害ヲ受ケ、勞働ヲ制限セラレ、全ク同情スヘキモノデアアルノニ、此上ニ特別ノ稅ヲ課スルハ殘酷也トイフコト<sup>67)</sup>

64) Schäffle, a. a. O. S. 396.  
65) Schäffle, ebenda.  
66) Ehebërg, Fw. 9 Aufl. S. 404.  
67) Nitti, l. c. P. 596.  
68) Hauff, a. a. O. S. 60.

此説モ一寸聞クト尤モラシク聞エルガ、一體此税ニ於テハ他ノ税ニ於ケルト均シク納税義務ガ營利能力ニ依ラズシテ支拂能力ニ依テ定メラルルカラ、免役者ガ肉體上ノ缺點ノ爲メニ營利能力ヲ失ツテモ、尙ホ其有ツ所ノ財産ノ如キニヨツテ支拂能力サヘアルナラバ、其丈クニ於テ課税サレタトテモ之ヲ支拂ヒ得ル。況ヤ肉體上ノ缺點ノ爲メニ營利能力ヲ全失スル程デナイナラバ、矢張リ其能力ニ應ジテ本税ヲ拂ヒ得ル。彼等ガ支拂能力ヲ有チツツ免役ニヨリ特段ナル利益ヲ受クル限度ニ於テ之ニ應ジテ課税サルルコトハ全ク公平デアル。(註二九) 若シ夫レ全然給付能力ナキ程ノ免役者ニ至テハ、全ク負擔セシメラレザルコトトモナルカラ、少シモ殘酷ナドイフコトニハナラヌ

(註二九) につちハ曰ク、佛國アハ本税ヲ鳩胸税トイフ。ガ鳩胸ニテモ働イテ儲チ爲シ得ルナラバ、服務者ヨリモ比較的有利ナル状態ニアルコトハ確デアルト。

(六) 本税ハ善意ノ勤務不能者ニ對スル罰金也トイフコト、(註三〇)

(註三〇) さらいちゆけガ斯ク主張シテ居ル。彼ハ諸多ノ青年ハ若シ其身體健全ナリセバ喜テ服務シタルヘキモ、彼等ガ善意ニテ國民義務タル兵役ニ服ス能ハザルノ故ヲ以テ、彼及其両親ニ罰金ヲ課スルノハ不都合デアルトイフテ居ル。

此説ハ前ノ説ト表裏ヲ成シテ居ル。兎ニ角本税ヲ以テ罰金トイフノハ當ラナイ。國家ハ之ヲ罰金ノ意味ニテハ課シナイ。又人民モ爾カク考フヘキデハナイ。又善意ニテ非服務トイフテモ、支拂能力ノ全クナキモノハ免税デ問題ニナラス。苟クモ支拂能力アル者ニ於テ課スルノニ、罰金ナド考フルコトハアルマイ。特ニとらいちゆけノ曰フ如ク喜ンデ兵役ニ就カントスル程愛國心大ナ

69) Hauff, ebenda.

70) Vocke, a. a. O. S. 97.

71) Nitti, l. c. P. 596.

72) Borstorff, a. a. O., in Z. f. g. Stw. 42 Bd. S. 243.

ル者ナラバ、免役トモナラバ、セメテハ金錢ニテナリ、モ喜ンデ其義務ヲ盡シタイト考フベキデ、罰金ナド考フヘキ譯ハナイ。

(七) 常ニ多少罰金のナル本税ガ、多數ノ勤務不能ナル青年ヲ有スル家族ニ對シテハ固有ノ罰金トナリ、隨テ公正ノ名ニ於テ大ナル不正ガ行ハルルコトトナルトイフコト、<sup>73)</sup>

成程本税ノ實行方法ノ如何ニヨツテハ論者ノイフ如キ心配モ起ラウガ、其兵役勤務不能ノ原因ヲ顧慮シ、併セテ一家族ニ屬スル兵役義務者ノ數ヲ斟酌スレバ、左シテ不正ナル結果ヲ生スルコトニハナラス。固有ノ罰金トナルコトモアルマイ。

(八) 兵役ノ人的給付ト本税ノ支拂トハ互ニ比較スヘカラス、兩者ノ間ニ公平ナル關係ヲ得ヘカラストイフコト、<sup>(註三十二)</sup>

(註三二) うんぶえんばつはハ曰ク、血ト貨幣トハ比較スヘカラザルモノデアルト。<sup>74)</sup> えーべるひモ亦曰ク、人的兵役勤務ト本税ノ支拂トハ本來互ニ比較スヘカラザルモノデアルト。<sup>75)</sup> へつけるハ曰ク人的兵役勤務給付ト本税ノ支拂トガ全ク測定スヘク比較スヘキ大サテナイトイフコトニ於テ平準ノ原則ガ案サルト。<sup>76)</sup> ふをつけモ亦曰ク、異種ノ大サ及物ヲ平均スルコトハ出来ナイ。隨テ之ヲ試ムヘキモノデモナイト。<sup>77)</sup> 更ラニふえんし<sup>78)</sup>ハ斯ノ如キ損失ハ金錢上ニ見積ルヘカラザルモノデアルトイフテ居ル。

此非難ハ確ニ兵役勤務ニ對スル對償トカ平等トカヲ主張スル說ニ對シテハ當ル。ガ吾人ノ主張スル如ク免役者ニ生ズル給付能力ヲ見テ課税スルニ於テハ、免役者相互ノ間ノ鈎合サヘ得ラルレ

73) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 404. Heckel, Lehrbuch. I. S. 116-7.

74) Umpfenbach, a. a. O. S. 137.

75) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 404.

76) Heckel, Lehrbuch. I. S. 117.

77) Vocke, a. a. O. S. 94.

78) Fersch, a. a. O., im F.A. 28Bd. S. 203



バ良イノデ、此非難ハ當ラヌコトトナル。勿論其ノ免役者ノ給付能力トイフノガ服務者トノ比較的ノ地位カライフノデハアルガ、此ハ全體ノ關係上服務者ニ比シテ一層大ナル給付能力ヲ生ズトイフコトガイヒ得レバ澤山デ、精密ニ此兩者ノ間ノ關係ノ如何ヲ問フモノデハナイ。

(九) 本稅ニ於ケル公平ハ外形的公平ニ過ギズ全ク非獨逸的ナリトイフコト、(註三十二)

(註三十二) 此ハさらいちゅげノ有名ナル演說中ノ一節ニ起ル。曰ク本稅法ノ根本觀念ガ全ク誤ル。此ガ全ク非獨逸的デアアル。

此ガ獨逸ノ公正ノ良キ觀念ニ適合シナイ。ムシロ佛國ニ於ケルこんぶあんしなん時代豪勢時代ニ行ハレタル如キ形式的外形的平等ニ適スルニ過ギナイト。

此非難ハ前ノ非難ヨリモ一層廣ク、兵役ノ全負擔ト本稅トノ對比ノ困難ノミナラズ、兵役ニ關スル經濟上ノ負擔ト本稅トノ對比ノ困難ヲモ包括スル所デ、其孰レヨリ本稅ヲ説ク者ニ對シテモ當ル。兩者同等ナリトノ證明ノ出來ナイ性質ノモノデアアルカラ。(註三十三)ガ吾人ノ説ニ對シテ當ラヌコトハ前項ニ於テ説ク所ニヨツテモ明カデアラウ。若夫レ非獨逸的トカ佛蘭西的トカイフ非難ニ至テハ、攻撃者ノ感情的政略的言論デ茲ニ批評スル限リデナイ。

(註三十三) しえふれモ本稅ニ對スル非難トシテ勤務者ノ過重負擔ト免役者ノ過輕負擔トニ對スル測定標準ナキコトヲ擧グル。<sup>80)</sup>

(一〇) 本稅ノ高サガ恣意的ナルヲ免レズトイフコト、<sup>81)</sup>

此非難ハ何レノ論據ヨリ本稅ヲ主張スル者ニモ多少ハ當ル。吾人ノ主張モ亦タ此非難ヲ免ルルコトヲ得ヌ。唯ダ吾人ノ主張ニ從ヘバ他説ニ從ツタ場合ヨリモ一層公平ナルヲ得ルコトガイヒ得

79) Marcinowski, a. a. O. S. 29. Hauff, a. a. O. S. 52.

80) Schäffle, a. a. O. S. 394.

81) Strahl, a. a. O. S. 139-141.

ラルルガ、既ニ公平ガ一層長ク得ラレ居ル以上ハ、多少其高サノ度合ヲ定ムル處ニ恣意ガアツテモ、宥恕サルルノ外ハナカラウ。若モ此ヲ以テ本稅ヲ排斥スルトナレバ、凡ベテノ租稅ガ均シク排斥セラレザルヘカラザルコトトナル。所謂恣意ハ本稅ノミノ缺點デハナイ。

(一) 本稅ハ各社會及職業階級ノ間ニ兵役負擔ノ不公平ヲ生ズ特ニ下層社會ニ過重トナルトイフコト、(註三十四)

(註三十四) 其趣意ハすこらゝるニ出テ居ル。即チ下層社會ニ在テハ格別家ヨリ金ヲ取寄セモセズ、却ツテ軍隊テ修養ヲ積ンテ本人ノ將來ノ爲メニ利益トモナル。故ニ彼等ニ在テハ免役者ハ免役ニヨリ有利トナラズシテ却ツテ不利トナルトモイヘル。故ニ又茲ニハ本稅ノ支拂ニ依ル平準ハ不正トイハルル。然ルニ高キ生活要求ヲ有シ、服務中、家ヨリ金ヲ取寄セ、職業上ニモ損害ヲ受ルモノニ取リテハ之ト反對トナル。然レバ本稅ハ社會階級ノ異ル者ノ間ニ負擔ノ不公平ヲ生ズルコトトナルトイフノデアアル。<sup>82)</sup>

成程人ニヨリテハ兵役勤務ニヨリ失フヨリハ遙カニ大ニ利スルモノガアラウシ、又人ニヨリテハ之ニヨリ利スルヨリハ失フ所大ナルモアラウ。併シ論者ノ曰フ如ク、下層社會ハ常ニ服務ニヨリ利スルトハイヘナイシ、上層社會ガ常ニ之ニヨリ損ストモイヘナイ。各箇具體的ノ場合ハ色々デアアル。デ予ハ本稅ニツイテハ此等ノ各箇實際ノ結果ヲ一々見ズ、唯ダ大局上免役者ニハ特段ナル給付能力ガ發生ストイフコトヲ認メテ本稅ヲ採ルコトトスルノ外ナキモノト思フ。

(二) 兵役勤務ノ負擔ハ兵役ノ名譽ト軍事上ノ訓練トニヨリ平均セラレテ、免役者ニハ別ニ稅ヲ

課スルニ及バズトイフコト、<sup>83)</sup>

論者ハ服務者ハ其負擔ヲ名譽ト訓練トニヨツテ平均サレテ居ルトイフガ、其果シテ平均サレテ居ルヤハ到底精確ニイヒ得ナイモノデアル。見様ニヨツテハ平均サレ居ラヌトモイヘル。<sup>(註三七)</sup> 其方ガ果シテ平均サレテ居ルカ否カハ之ヲ別トシテ、唯ダ免役者ニ於ケル給付能力ヲ見テ本稅ヲ課スレバ足ルノデアアル。

(註三五)

ふなづけハ曰ク、此非難ハ詞ノイヒヤツニ過ギナイ。名譽ハ純人的の辛苦ニヨツテ平均セラルル。併シ服務者ノ家族ニ對スル影響ハ此名譽ニヨツテハ除カレナイ。兵役勤務ノ教育的効果ニツイテハ、多クノ點ニ於テ否定スルコトハ出來ナイガ、他面兵營ナルモノが往々ニシテ粗暴不行儀ノ學校タルコトヲ看過シテハナラヌト。<sup>84)</sup>

一三 兵役勤務ハ平準ヲ要スルガ如キ經濟上ノ損失ニ非ズトイフコト、<sup>(註三六)</sup>

(註三六) ふえろしゆノ學クル所ニ依ルト、多クノ場合ニ職業ニ對スル修養ハ兵役期前ニ終ツテ、修養ノ中斷又ハ停止トイフコトハアリ得ナイ。又此等ノ人々ノ大部分ハ既ニ兵役期前ニ現在ノ慾望ノ満足ノ爲メニ自分ノ儲ヲ使用シテ居リ、隨テ兵役義務ヲ行フ爲メニ其營利可能ハ失フガ、之ト共ニ自ら生計ヲ維持スル必要ヲモ失フコトトナルニ過ギナイ。又彼ニ損失ヲ生ジタ場合ト雖モ、兵役勤務ノ肉體上精神上ノ關係ニ於ケル其結果ニ於テ對價物モアルコト故、別ニ平準ヲ要セザルコトトナルトイフノデアアル。<sup>85)</sup>

論者ハ兵役勤務ニ經濟上ノ損失ヲ生ゼズトイフ。成程然ル場合モアラウカ、併シ實際多クノ場合ニハ斯カル損失アリトイフヘキデアラウ。<sup>(註三七)</sup> 其ノ方ハ何ウアラウトモ、兎モ角免役者ノ方ニテ少クトモ大體主觀的ニ特段ナル給付能力ヲ生ズル。本稅ハ其點ヲ見テ定ムレバ其レデ良イ。

83) Vocke, a. a. O. S. 97.

84) Vocke, ebenda.

85) Fersch, a. a. O., im F. A. 28Bd. S. 203.

(註三七) 例之につちハ曰ク、現役期ハ恰モ青年男子ニハ往々ニシテ其前途ノ方向ヲ定ムル時期デ、特ニ勞働者階級デハ其所得ヲ確實ニスル時期デアアル。中等階級ノ青年ノ爲メニモ此時ニ於ケル服務ガ往々ニシテ一ノ損失トナルガ、下層民ノ爲メニハ一層大ナル損失デアアル。一般ニ前途ノ方針ヲ二十歳後ニ精密ニ定ムル所ノ中等階級ノ處ニテモ、服務ガ其利益ヲ害セズトイフコトヲ得ナイト。<sup>86)</sup> はうふ、モ亦曰ク兵役勤務者ハ十七歳ヨリ四十二歳マデ(獨逸)時ニ現役ニ服シ、時ニ又招集セラルルコトトナルノニ、他ノ者ハ無中斷ニテ其教育ヲ完成シ、隨テ早ク十分ナル生活ヲ爲シ得ルコトトナル。加之其生命及健康ヲ國家ニ獻ケズシテ、兵士勤務ガ祖國ニ齎ラス所ノ利益ヲモ受ケル所デアアル。<sup>87)</sup>

(一四) 本税ハ服務者ノ損害ヲ排除セズトイフコト、(註三八)

(註三八) えーべるひノ説ク所デアアル。曰ク非勤務者ガ勤務者ヨリモ上擧ノ利益ヲ有スルコトハ確デアアル。併シ本税ニヨツテ勤務者ニ其服務ノ負擔ヲ輕易トシナイ。他ノ服務ニ伴フ損失ヲモ排除シナイ。人ガ此税ノ服務者ニ生ズル犠牲ノ平準ノ必要ヲ理由トスルトキハ、之ガ收入ヲ國家ニ向ケズシテ、此損害者タル服務者ニ向クルコトトシナクレバナラヌ。然ルニ此ノ如キ平準ノ實行ニハ打勝ツヘカラザル困難ガアルト、<sup>88)</sup>

此非難ハ平準説ニ對シテハ當ルガ、吾人ノ根據ニ基ク本税ニハ當ラナイ。其收入ヲ以テ兵役服務者ノ損害ヲ排除スルコトガ出來ズトモ、本税ノ存立ニハ何等關係ハナイコトデアアル。

(一五) 本税ハ兵士ノ給養、廢兵ノ扶助、兵士及戰死者等ノ家族ノ扶助等ニ於ケル方便ノ不充分ナルヨリ生ジタルモノデアアルガ、之ヲ充タスニハ本税ヨリモ完全ナル租税制度ガ選ムヘク、即チ原則的ニハ本税ハ寧ろ避クヘキモノデアルトイフコト、<sup>89)</sup>

論者ハ本税ヨリモ別ナル完全ナル租税制度ヲ獎ムルノデアアルガ、本税ガ或特段ナル給付能力ヲ

86) Nitti, l. c. P. 595-6.  
87) Hauff, a. a. O. S. 22-3.  
88) Eheberg, Fw. 9 Aufl. S. 403-4.  
89) Schäffle, a. a. O. S. 397.

捕提スルコトニシテ正當デアルナラバ、本税其モノガ恰カモ其完全ナル租税制度ノ一節デアツテ、決シテ本税ヲ排斥スヘキ筈ノモノデハナイ。

(一六) 免役者中甚シキ缺點ヲ有スル者ヲ區別スルノ困難アリトイフコト、<sup>90)</sup>

此ハ廣クイヘバ免役者中、課税者ト免税者トノ區別困難也トイフコトデアルガ、成程此ハ租税技術上容易ナコトデハナイ。其限界ニ就キ多少恣意ガ行ハレ、結局不公平ヲ生ズルコトハ免レナイ。然シ斯ノ如キコトハ多少ハ凡ベテノ税ニ於テアル。根本的存立理由サヘ成立ツ以上ハ、此方ハ敢テ多ク心配スル程ノ事デハナイ。

(一七) 免役者ノ一大部ガ經濟上ノ從屬者タルコト、隨テ免役者本人デナク、何等關係ナキ家長ノ如キ人ヲ課税スルコトトナルトイフコト、<sup>91)</sup>

論者ハ家長ノ如キ者ハ何等關係ナキ者トイフガ、關係ナイ處カ大ニ關係ガアル。農家ノ子弟ガ軍隊ニ行カズシテ家ニアツテ父兄ヲ助クレバ、其父兄モ此免役ニヨツテ經濟上利益スル譯デナリ、富者ノ場合ニテモ其子弟ガ免役トナレバ、父兄ハ服務中ノ諸費用ヲ免ルルコトニナル。デ父兄ヲ子弟ノ免役ニ基キテ課税スルコト毫モ妨ゲハナイ。

(一八) 婦人ヲ負擔セシムルコトノ困難トイフコト、(註三九)

(註三九)

<sup>92)</sup> しえふれーモ亦本税ニ對スル非難トシテ負擔標準カライヘバ財産ヲ有スル婦人モ此税ヲ拂フヘキモデアルコトナ

90) Strahl, a. a. O. S. 144-7.

91) Strahl, a. a. O. S. 147-151. Hauff, a. a. O. S. 44.

92) Strahl, a. a. O. S. 151-3.

擧ゲテ居ル。<sup>93)</sup>

成程婦人ニ此税ヲ課スルコトハ困難デアリ、而モ之ヲ課セザルコトハ不公平ノヤウデアルガ、婦人ハ本來兵役ノ特權ヲ奪ハレ居ルモノユヘ、本税ノ問題ノ外ニ置イテ差支ナイ。彼等ノ處ニテ免役トナツタガ故ニ特段ナル給付能力ヲ生ジタトイフコトハナイ。彼等ハ即チ初メヨリシテ免役サレテ居ル。

(一九) 小供ナキ家族ヲ至ク課税セズトイフコト、<sup>94)</sup>

即チ此論ニ依レバ小供ナキ家族ガ小供アル家族トノ間ニ負擔ノ不公平ガ生ジ、更ニハ小供ナキ家族タラントシテ人爲的人口制限ヲ行フモノヲ獎勵スルコトモナルトイフノデアルガ、後者ハ大シタコトハナイ。如何ニ人口制限ガ享樂主義ヤ其他ノ關係カラ發達シテモ、何人モ一人位ノ小供ハ作りタイトインノガ寧ロ人情故、全ク小供ヲ有セザル程ニ人口制限ヲ爲スコトハ極メテ例外ノ場合ニ過ギナカラウ。小供ナキ家族ガ事實アツテモ、此ノ如キ家族ハ確ニ不幸ノ極デ、此ニ本税ガ課セラレナイカラトイフテ、サウ不公平トイフ程ノコトデハナイ。又本税ハ元來免役ニヨリ生スル特段ナル給付能力ヲ捕捉スルモノ故、小供ナク免役者モナキ家族ニハ本税ヲ課スルノ理由ハナイ。又小供アル家族トテモ必スシモ本税ガ課セラルルノデナク、即チ例之丈夫ナル小供ノ多數アル家族ノ如キニハ本税ノ至ク課セラレザル場合ガアリ得ル。デ必スシモ小供ナキ家族ガ小供

93) Schäffle, a. a. O. S. 394.

94) Schäffle, a. a. O. S. 393.

アル家族ニ比シテ、本税ニヨリ不公平負擔ヲ爲スコトトナルトイフコトハナイ。唯タ小供ナキ家族ガ弱キ小供アル家族トノ間ニ負擔ノ差ヲ生ズルコトニハナラウガ、弱キ小供ヲ有ツ家族ガ、假令弱クテモ營利ニ差支ナキ程ノ小供ヲ有ツコトハ、之ヲ全ク有タザル家族ヨリハ確カニ幸福デ、此二ノ家族ノ間ニ負擔ノ差等ガ作ラレテモ敢テ不都合ハナイ。

(二〇) 本税ガ小供多キ家族ニ重負擔ヲ課スルコトトナリ、人口制限ニ導クトイフコト、

此非難ハ前論文ニモイヘル如ク課税上、同一家族中ノ兵役義務者ノ數ヲ斟酌スレバ排除スルコトガ出來ル。

(二一) 本税ガ小供數ノ分配ノ異同ニヨリ、國內各部ニ負擔ノ不公平ヲ生ズルトイフコト、

此非難ハ二分スルコトガ出來ル。一ハ小供ノ數ガ田舎ニテ都會ニ於ケルヨリモ大ナルダケニテハ本税ガ田舎ヲ一層大ナル負擔ニ導クトイフコトデ、他ハ極貧者ヲ除キタル下層社會ト中上層階級トノ間ニモ、前者ニ小供ノ一層大ナルダケニテハ此ニ過重負擔ヲ齎ラストイフコトデアル。併シ小供ガ多イカラトテ、必スシモ免役者モ其レ丈ケ多イトハ限ルマイシ、其ノ伴フダケニテハ、課税上小供ノ數又ハ一家族ニ於ケル兵役義務者ノ數ヲ斟酌スル以上ハ、甚シキ不公平ヲ生ズルコトトハナルマイ。